

## 計画策定にあたって

### 【基本理念】

**障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと生き活きと輝いて暮らせる社会の実現**

「第4次堺市障害者長期計画」及び「第6期堺市障害福祉計画・第2期堺市障害児福祉計画」の「基本理念」を継承することを基本としつつ、今後の専門部会での議論を経て、決定していく。

### 【位置づけ・根拠法令】

- 障害者基本法第11条第2項にもとづく「市町村障害者計画」である「**第5次堺市障害者長期計画**」、障害者総合支援法第88条第1項にもとづく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項にもとづく「市町村障害児福祉計画」である「**第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画**」の性格を内包した一体的な障害施策に関する計画とする。

### 【内容】

- 令和5年3月に国が策定する「障害者基本計画（第5次）」及び大阪府が策定している「第5次大阪府障がい者計画」を基本としたうえで、本市における障害施策を推進するにあたっての基本理念・基本目標を示す。
- 令和5年5月半ばまでに国が示す「基本的な指針」に即し、本市における成果目標、障害福祉サービス・障害児サービス等の提供に係る見込量とその提供体制の確保の方策も示す。

### 【本市の他の行政計画との関係】

- 最上位計画である「堺市基本計画2025」、上位計画「堺市SDGs未来都市計画」、福祉分野計画の基盤計画である「堺あったかぬくもりプラン4（第4次堺市地域福祉計画）」等との整合性を図る。

### 【計画期間】

**令和6（2024）年度から令和11（2029）年の6年間**

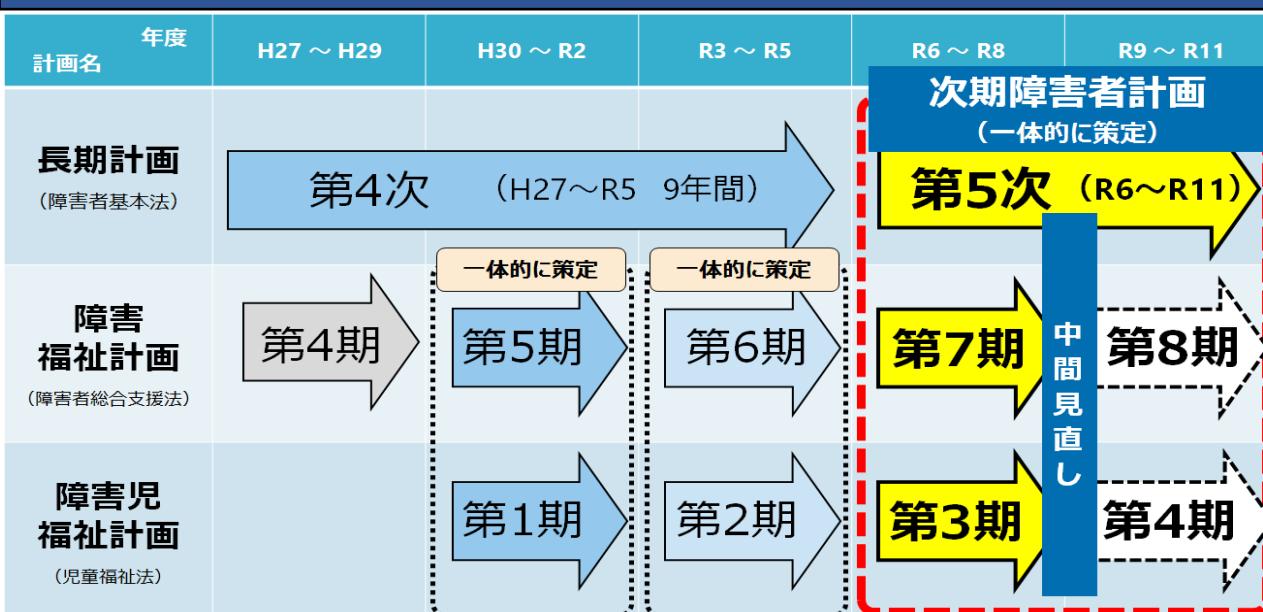
ただし、「第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画」に係る成果目標、障害福祉サービス・障害児サービス等の提供に係る見込量等については、令和6年度～令和8年度までの3年間とする。

また、令和8年度を次期障害者計画における「中間見直し」の年度とし、中間見直しを行う。

そのうえで、「第8期堺市障害福祉計画・第4期堺市障害児福祉計画」（令和9年度～令和11年度）の性格を持つ内容（成果目標、障害福祉サービス等の提供に係る見込量等）をあらためて作成する。

### 【計画策定期期】 令和6年3月

## 計画期間のイメージ

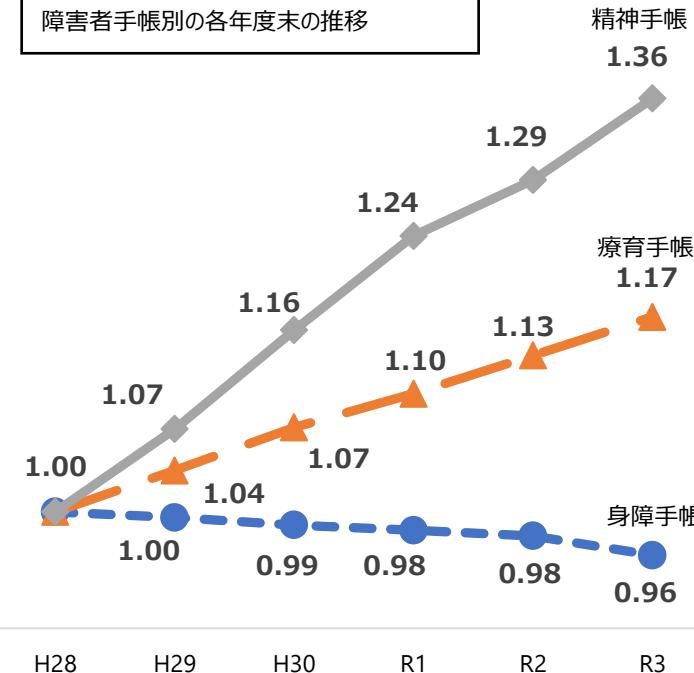


## 堺市の障害者児等の推移

各年度末の数値、ただし「人口」は各翌年度4月1日時点の推計人口

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
障害者手帳所持者数 合計	52,742	53,404	54,127	54,831	55,285	55,483
身体障害者手帳	37,142	36,963	36,723	36,556	36,377	35,760
療育手帳	7,565	7,834	8,114	8,334	8,582	8,833
精神保健福祉障害者手帳	8,035	8,607	9,290	9,941	10,326	10,890
自立支援医療（精神通院）	15,867	16,640	17,404	18,052	20,319	19,362
特定医療費（指定難病）	7,588	7,881	6,648	6,800	7,276	7,183
人口	835,467	831,858	829,088	826,481	824,017	817,441

平成28年度の数値を1.00とした場合の障害者手帳別の各年度末の推移



### 【障害者手帳所持者数の状況】

- 障害者手帳所持者数は増加している
- 身障手帳所持者数は、人口減少に比例して、微減傾向が見られる
- 一方、療育手帳所持者及び精神手帳所持者は、人口減少に比例せず、増加傾向が続いている
- 療育手帳の増加の背景の一つとしては、利用することができる障害福祉サービスが増え、その支援者が増えたことがあると思われる
- 精神手帳の増加の背景の一つとしては、発達障害は精神手帳の交付対象であり、その診断を受けられる方が増加していることが考えられる
- 当面は、これらの傾向が続いていくものと思われる

## 計画策定に向けたスケジュール

### 【令和4年度の実施状況】

- 令和4年9月～10月 障害者等実態調査の実施
- 令和4年10月 計画策定専門部会を設置（令和4年10月及び令和5年1月の計2回開催）

### 【令和5年度のスケジュール（予定）】

- 令和5年5月～10月頃まで 計画策定専門部会を中心として継続的な審議（専門部会としては、計5回程度の開催を予定）
- 令和5年11月頃～令和5年12月頃 計画案作成
- 令和5年12月頃～令和6年1月頃 パブリックコメント実施
- 令和6年3月 計画策定